



# 山形県公報

平成20年7月15日(火)  
第1959号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...975  
県道の供用の開始.....(最上総合支庁建設総務課)...同  
道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁地域支援課)...976

## 告 示

### 山形県告示第653号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日    |
|---------------------------------------------|-----------------------------------|----------------|----------|
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東日本<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー新庄・ヘルパーステーション<br>新庄市金沢1863番1号 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成20.7.1 |

### 山形県告示第654号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年7月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 路線名 新庄舟形線
- 供用開始の区間 新庄市大字本合海字自姓寺2362番1から  
同 2362番1まで
- 供用開始の期日 平成20年7月15日

### 山形県告示第655号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年7月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 345号

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 酒田市竹田字別当塚495番から<br>同 191番3まで |   | 旧    | 32.0メートル<br>1<br>32.0 | メートル<br>45 |
| 同                            | 上 | 新    | 32.0メートル<br>1<br>27.0 | 同上         |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人きずな

(2) 代表者の氏名

坂本 政

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市福田町二丁目3番152-11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉輸送事業及び介護保険事業を主な事業とし、移動困難な方、サービスの必要な一般市民に対し、交通手段を確保し、通院、買い物、生活等の利便性を向上させ、又、そのご家族の負担を軽減し安心して生活できる地域社会を作ることとを目的とし保健、医療又は福祉の増進を図ることに寄与することを目的とする。